

## 第26期・第1回 法学委員会議事要旨

日時： 2023年10月4日（木） 10:00～12:05

会場： 日本学術会議 5-A会議室（1）

出席者： 大久保規子、大塚直、越智敏裕、◎川嶋四郎、島岡まな、島村健、只野雅人、丸谷浩介、南野佳代、山田八千子（以上、会場出席）、三成賢次（オンライン出席）  
（◎は委員長）

欠席者： 小畑郁（以上、敬称略・五十音順）

議事録作成者： 山田八千子

### 議 題

#### 1. 役員の選出

第26期の法学委員会の役員として、互選により次の者が選出された。

委員長： 川嶋四郎

副委員長： 島岡まな

幹事： 山田八千子、小畑郁

#### 2. 第26期分科会のあり方について

分野別委員会の下に設置される分科会設置について、資料2-1「分野別委員会の下に設置される分科会等の設置について」（非公開）に基づき、分科会の設置及び活動の見直しも踏まえて、意見を交換し、次の内容が承認された。

法学委員会の分科会として、次の8つの分科会（仮称も含む。）を設置する予定であること。

- ・ジェンダー法分科会（継続、世話人・南野）
- ・社会と教育におけるLGBTIの権利保障分科会（継続、世話人・南野）
- ・ICT社会と法分科会（継続、世話人・川嶋）
- ・リスク社会と法分科会（新規、世話人・大塚）
- ・「グローバル化と法」分科会（継続、世話人・小畑）
- ・セーフティ・ネットのあり方を考える分科会（継続、世話人・丸谷）
- ・近時の技術革新に伴うEISIなども含めた「人権」問題を扱う分科会（新規、世話人・三成）
- ・法学研究者養成に関する分科会（新規、世話人・川嶋）

ただし、上記の分科会の予定については、法学委員会のみならず他の部や他の分野別委員会の分科会等との間で審議テーマの重複がないように調整されているかを踏まえ、他の部や他の分野別委員会における分科会と連携したり統合したりする等の可能性があることを

含め、上掲資料中の分科会の設置において考慮が要望される事項等を勘案し、引き続き十分な審議を継続することが確認された。その際には、メール回議や Zoom 会議を活用することも確認された。

その他、25 期に設置された生殖補助医療と法分科会は、継続を基本方針とした上、世話人を含め、継続審議とされた。また、「セーフティ・ネットのあり方を考える」分科会については、雇用と社会保障の課題とは異なるセーフティ・ネット関連課題について新規に分科会をもう一つ設置するという案が提案され、継続的に検討されることとなった。

なお、25 期の「市民性」涵養のための法学教育システム構築及び同法曹養成と学術体制分科会は 26 期では継続しないとされた。

### 3. 日本学術会議会則第 27 条第 2 項の取扱いについて

次のとおり決定した。

「日本学術会議会則第 27 条第 2 項に基づき、法学委員会に設置される分科会の議決は、法学委員会の議決とする。ただし、分科会における提言、見解及び報告の議決の前に、法学委員会委員長に報告することとする。」

### 4. 議事要旨の提出に関する委員長一任について

委員会幹事等による議事要旨の作成後、所属委員への回覧を行った後、微修正等を含め、最終的な承認については委員長一任にすることが承認された。

### 5. 委員会委員間のメールアドレス共有について

共有が了承された。

### 6. 連携会員説明会について

連携会員説明会の実施が 10 月下旬から 11 月初旬に予定されていることについて説明された。この件については、特に異論は見られなかった。

### 7. その他

2020 年 8 月 31 日付で日本学術会議が内閣総理大臣に推薦した 25 期の会員候補者 105 名のうち 6 名が任命されていない件につき、法学委員会としても、日本学術会議が推薦した候補者を内閣総理大臣が会員に任命しないことは、法律の趣旨のみならず法律の明文の規定にも適合しない事態であるから、説明および即時の任命が必要であることが確認された。

山田委員（第 25 期の法曹養成と学術法制分科会委員長）より、1）第 24 期第 1 回法学委員会において、2017 年 7 月 29 日に法学委員会と「学術と法」分科会の共催で開催されたシンポジウム「法科大学院時代の法曹養成・法学研究者養成の課題と展望」に基づく意思の表出につき法学委員会と「学術と法」分科会の連名で行うことが承認されたこと、2）第 24

期第5回法学委員会において、「法学部・法科大学院の新たな教育制度がスタートしつつあることから、報告を発出する場合には従前の制度に基づくアンケートを整理・公表するのではなく現時点の状況を前提としたものに変える必要があり、まず新制度をふまえた情報の収集と検討に取り組むこと」が承認されたこと、3) 第25期第2回法学委員会において、第25期においても第24期の当該活動を継続する方向性が提案され、新制度を踏まえた情報の収集と検討に取り組んだ上でシンポジウムが開催された場合の法学委員会と法曹養成と学術法制分科会の共催、及びシンポジウムに基づく意思の表出における法学委員会と法曹養成と学術法制分科会の連名で行うこととされたことが確認された。その上で、新制度の法科大学院に与える影響が流動的であったことなどを理由として、25期では、当該分科会の主催により法学研究者養成・法曹養成・法学教育に関するシンポジウム（「法曹養成・法学研究者をめぐる学位と司法試験—いわゆる〈3+2〉制度導入を契機として—」）を開催してその結果等を記録として日本学術会議ウェブサイトにて公表したものの、法学委員会及び法曹養成と学術体制分科会による意思表示には至らなかったことが報告された。

その上で、山田委員より、26期においても、依然として、法学研究者養成と法曹養成についての問題についての重要性は失われていないため、26期における法学委員会からの意思表示を行って欲しいとの提案があり、基本的な方向性は承認の上、本議事要旨2の法学研究者養成に関する分科会が設置された場合には、当該分科会との連名で意思表示を行うことも含め、具体的な方法については、継続審議となった。

山田委員より、法学委員会が隔年で基礎法系学会連合と共催で主催している基礎法総合シンポジウムが2024年7月に予定されていることが紹介され、慣例に従いシンポジウム内容の確定後、オンラインで行うときは2024年4月までに、対面もしくはハイブリッド（日本学術会議講堂使用）で行うときは2024年2月までに、法学委員会で承認いただきたい旨が提案され、承認された。

以上